

大町市立大町中学校 いじめ防止等のための基本的な方針

(令和5年4月制定)

大町市立大町中学校

一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第十三条により、大町中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。

1 学校のいじめ防止等の基本的な方向

本校では、人権尊重の視点に立った学校づくりを目指し、生徒間、生徒対教職員、教職員間について、諸問題の解決を目指す。特に、生徒をとりまく問題を授業で解決する学校づくりを全職員が一丸となって推進する。

【教育理念】——「聴く学校」——

めざす教師像：生徒の存在を丸ごと受け入れ、生徒の声や心の声に耳を傾け、共に歩む教師

めざす学校像：生徒が生きることと学ぶことを統合する学校

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

いじめは、すべての児童生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを第一に行われなければならない。

いじめによって子どもが辛く悲しい思いをすることがないようにするためには、学校において、いじめ問題を一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要がある。また、子どもを取り囲むすべての大人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体で取り組むことが重要である。

<いじめ防止等の対策の目指す方向>

- ① すべての児童生徒が、いじめを許さず、自他ともに尊重しながら、人間関係を築くことができるようにするとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことを目指し、未然防止に努める。
- ② 児童生徒が自己有用感を感じたり、自己肯定感を高めたりすることができる機会を設けるよう努める。
- ③ 児童生徒を大勢の大人の目で見守るとともに、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、いじめが大事になる前に早期発見・早期対応に努める。
- ④ いじめが起きたときは、いじめられた児童生徒の心身の安全を第一に、児童生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他関係者が連携して支援・指導を継続し、いじめ問題を乗り越えることを目指す。

(長野県いじめ防止等のための基本的な指針より)

(2) いじめの認知

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめられた生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、「いじめ防止対策委員会」を中心に、複数の教職員で行う。そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- ・ 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- ・ 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- ・ 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。
- ・ いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

< 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。（国の基本方針より） >

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながったりする。

ア いじめの背景

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

イ いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集行的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

ウ いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。いじめの衝動を発生させる原因としては、①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする、②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめほどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめを防ぐためには、家庭や地域の理解や協力、関係機関との連携が欠かせない。生徒の健やかな成長を促すため、多くの大人が関わり、社会全体で児童生徒を見守っていくことでいじめ防止につなげていく。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを大町と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- ・ 生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・ 生徒が学びを実感できる協働の学び軸とした授業を全教科で展開するとともに、安心して学習することができる互恵的で規律ある学習環境づくりに心がける。
- ・ 生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。
- ・ 児童生徒の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として、いじめを生まないようにするための主体的な活動を重要な取組として位置づける。
- ・ いじめを行ってしまう背景にも着目し、生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自身を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。

(2) いじめの早期発見のために

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。その際、いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつことが欠かせない。また、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。

- ・ いじめは「見えにくい」ということを認識し、生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、積極的にいじめを認知していくことが必要である。
- ・ 日常的に生徒の様子を観察し、生徒の話に耳を傾けるとともに、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施、電話相談窓口の周知等により、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・ 家庭、地域、関係機関等が日頃から積極的に子どもに関する情報を共有して、いじめの早期発見ができるような体制を整える。

(3) いじめに適切に対応するために

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合は、いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒や

いじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にする。いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から情報共有体制を構築しておく。

二 いじめの防止等に向けた取組

1 大町中学校「いじめ防止対策委員会」について

(1) 具体的内容

① 構成員

- ・ 学校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、特コ、教育相談コ、養護教諭、スクールカウンセラー、PTA正副会長、学級正副会長、学校運営協議会
- ・ 委員会要請により、関係諸機関、他団体代表者及び委員以外の学校職員の参加もある。

② 活動内容

- 学校のいじめ防止等の取組の計画立案と評価を行う。
- 取組に対する記録を残すとともに、その取組に対する振り返りを行う。
- 個別相談や相談窓口に寄せられた情報を集約し、必要に応じて会を招集し、対応を検討する。
- 状況に応じて、子育て支援課家庭相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の協力を得るとともに、対応が困難な場合の体制を整えておく。

③ 実施時期など

- ・ 定例会は年間2回開催する。1学期に概要を確認し、2学期に評価をする。3学期は確認された内容で実施し、次年度につなげる。

2 いじめ防止等の取組

(1) いじめの未然防止・早期発見の取組

① いじめの未然防止の取組

ア 授業づくりの視点から

〈協働の学びを軸とした授業の実践〉

- ・ 「聴く・問う」からはじまる対話活動を基盤として、課題について少人数で互恵的に語り合う、協働の学びを軸とした授業を全教科で実施する。
- ・ 「わからないと言うこと」「友だちの声に耳を傾けること」「自分のわからなさを追究すること」の3つの学ぶ力を全生徒につけさせていく。
- ・ 生徒の学びの可能性を著しく阻害し、ストレスを増幅させる一斉授業は、最小限にとどめる。

- ・ 教職員は研修を重ね、「協働の学びの質を高めるため」のあり方について研究していく。

〈道徳教育の充実〉

- ・ 思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。
- ・ 被害者も加害者も、また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ、生徒に訴える。

〈人権教育の視点に立った授業〉

- ・ 人権教育の研究を推し進め、他者の思いに共感する授業、自尊感情を高める授業、かかわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。授業研究会も実施する。
- ・ グループ学習等学習形態を多様に工夫し、学び合いの環境を整え、生徒が互いの力を合わせて成し遂げる体験を味わえるようにする。
- ・ 5月、11月にいじめを題材とした授業を実施する。

イ 集団づくり・人間関係づくりの視点から

〈互いの違いを認め合う人権旬間〉

- ・ 6月に前期人権旬間、11月に後期人権旬間と年2回設ける。
- ・ 生徒会活動の一つとして、いじめについての見返しの場を設け生徒たち自らがいじめに対する意識を高めていく活動を支援する。

〈互いを受容し、認め合う学級活動〉

- ・ 学級内のコミュニケーションを活性化させる話し合い等の活動を計画的に設定し、相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるようにする。
- ・ 学級合唱、学級レクなど生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって仲間との協力の大切さに気づき、達成感を味わえるような活動を取り入れる。
- ・ 清掃・給食・当番活動等の平常活動や行事を通して、互いのよさを認め合う場を設ける。

〈交流・体験活動の充実〉

- ・ 1学年では地域について調査する中で生まれる地域の方との交流を通して、人のためになる喜びを味わえるようにする。2学年は職場体験学習を行い、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。3学年では地域の未来について考え、提案することを通して故郷大町に貢献することで、ふるさとや自然への愛着を高める。

ウ 研修の視点から

- ・ 全生徒の様子について、基本的に職員会では毎回適応指導の時間を十分確保し、情報交換を行い、共通理解に立つ。
- ・ 6月に職員向けに、いじめチェックシートを用いた生徒理解の研修を行う。
- ・ 必要に応じて、生徒・職員・保護者向けに情報モラルに関する研修を行う。

②いじめの早期発見の取組

ア 生徒の実態把握の視点から 〈アンケート調査の活用〉

- ・ アセスを全学年年1回実施する。
- ・ 7月、11月には、いじめの兆候等がないか「学校生活アンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

＜定期的な教育相談＞

- ・ 学期に1回、教育相談の機会をとり、朝や放課後に相談の時間を設定する。
- ・ 4月の家庭巡回、7月と12月の保護者懇談の際には、保護者、生徒から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。
- ・ 相談カードを用いて時間と相談したい教員を生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するような工夫をする。カードへの記述を通して、相談に応じる場合もある。

＜アセス（学校適応感尺）の活用＞

- ・ 1・2学期にアセス結果の分析と支援の方向を検討しながら、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。

＜日々のコミュニケーション＞

- ・ 何気ない日常における雑談、日記や生活記録を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。
- ・ 保健室の対話の中で、生徒が心のうちを語る場合もある。保健室における生徒の言葉に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

＜生徒の観察＞

- ・ 教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の表情を観察したり、声がけをしたりする。
- ・ 授業において、人間関係のトラブルが要因で友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面も見られることがある。授業中の生徒の様子を丁寧に観察する。

＜保護者との連携＞

- ・ 校内相談窓口（校長室、保健室）を設け生徒や保護者に周知する。
- ・ 生徒について気になることがあった場合には、遠慮せずに学校に相談するよう、通信を通して呼びかける。

＜職員間の連絡＞

- ・ からかいやふざけでも関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめ防止対策委員会」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連絡・相談」の体制を明らかにしておく。
- ・ 職員会・学年会ごとに、生徒に関わる情報を共有し、生徒理解に努める。

イ 相談窓口の提示の視点から

＜相談機関の掲示＞

- ・ 年度当初、生徒、保護者向けに、相談機関を一覧にした通信を発行する。
- ・ 相談機関一覧を各教室に掲示する。

ウ 学校への評価

学校評価アンケート（保護者に希望者無記名）を行い、学校への意見・要望を集約する。

(2) いじめが起きたときの対応

ア いじめ対応マニュアルの充実の視点 「4 いじめ問題への対応」参照

小さいいじめ問題でも発見できずに長引けば、「命にかかわる問題」へと発展する。したがって、危機管理のひとつとして、「いじめ問題は起こり得る」ととらえておくことが必要。

いじめ問題の発生

初期対応

保護者の訴え本人の訴え等

- ① いじめられている児童生徒の立場に全面的に立って、いじめの事実関係を徹底的に把握する。その際に、仕返しを恐れて全容を明らかにしない場合もあるので、十分に留意する。
- ② いじめに関係していた加害者側の生徒全員から、個別かつ徹底的に事情聴取する。

教育委員会への報告①

- ③ 被害者生徒とその保護者に、事実関係を伝え、謝罪する。
- ④ 学校全体でいじめ問題が起こった事実について共通理解する。さらに学校としての方策および指導方針を固める。

いじめの要因の把握

- ⑤ いじめ問題の全容が判明した段階で、いじめに関与した生徒とその保護者を一堂に集め、いじめの事実についてすべてを保護者に説明する。その際、校長・教頭、当該学年教員全員、生徒指導係主任などが必ず立ち合う。いじめ問題がどれだけ深刻かつ重大な問題であるかを生徒に十分に理解・認識させるためである。
- ⑥ いじめの加害者側生徒から、被害者側生徒に対して、一人一人きちんと謝罪・反省させる。また、保護者同士においても同様に行う。物品や金品などの弁済は保護者の責任で行う。その際、いじめをやっていた生徒が報復行為を起こさないよう徹底的に指導しておく。

事後処理

後日の再発もあり得るので、事後指導に留意する。

教育委員会への報告②

イ 支援・指導のポイント

〈いじめの発見・通報を受けたときの対応〉

- ・ いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告する。
- ・ いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は生徒に頼む場合もある。
- ・ 関係職員を含む「いじめの防止対策委員会」の職員が、分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- ・ 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に実施する。

〈いじめられた生徒へ支援〉

- ・ 信頼できる人(友人・教職員・家族・地域の方)と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- ・ 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝えたいうえで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

〈いじめた生徒へ〉

- ・ いじめを完全にやめさせたうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- ・ 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた生徒の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- ・ 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。
- ・ いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。(学校教育法に準じて)

〈いじめを見ていた生徒へ〉

- ・ いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・ はやし立てたり、同調したりしていた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・ 集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

〈保護者との連携〉

- ・ いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係生徒の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) 重大事態

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは所轄警察署と連携して対処する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時は直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあったり、相当の期間学校を欠席する（教室に入れない）ことを余儀なくされている疑いがあったりする場合は、重大事態にとらえ、必要な組織（いじめ不登校等対策委員会）を設け、質問票の使用等の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うとともに、その組織の指示に基づき対応を進める。
- ・重大事態が発生した旨を、大町市教育委員会に報告する。
- ・PTA本会正副会長、学年PTA正副会長、学級正副PTA会長に事実・経過報告をして理解・協力を求める。

(4) SNS等のネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生リスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。また、ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対して啓発をする。なお、1学期または2学期に長野県警生活安全課等の外部機関から講師を招き、生徒・保護者で講演会を聞く。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために直ちに削除の措置を講ずるなど適切に対処する。

SNS等のネット上のいじめ

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでの「ネット上のいじめ」》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実名や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

《メールでの「ネット上のいじめ」》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し特定の子どもに送信する。
- 「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- 「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間はずししたり、悪口や不適切な画像を送りあったりする。

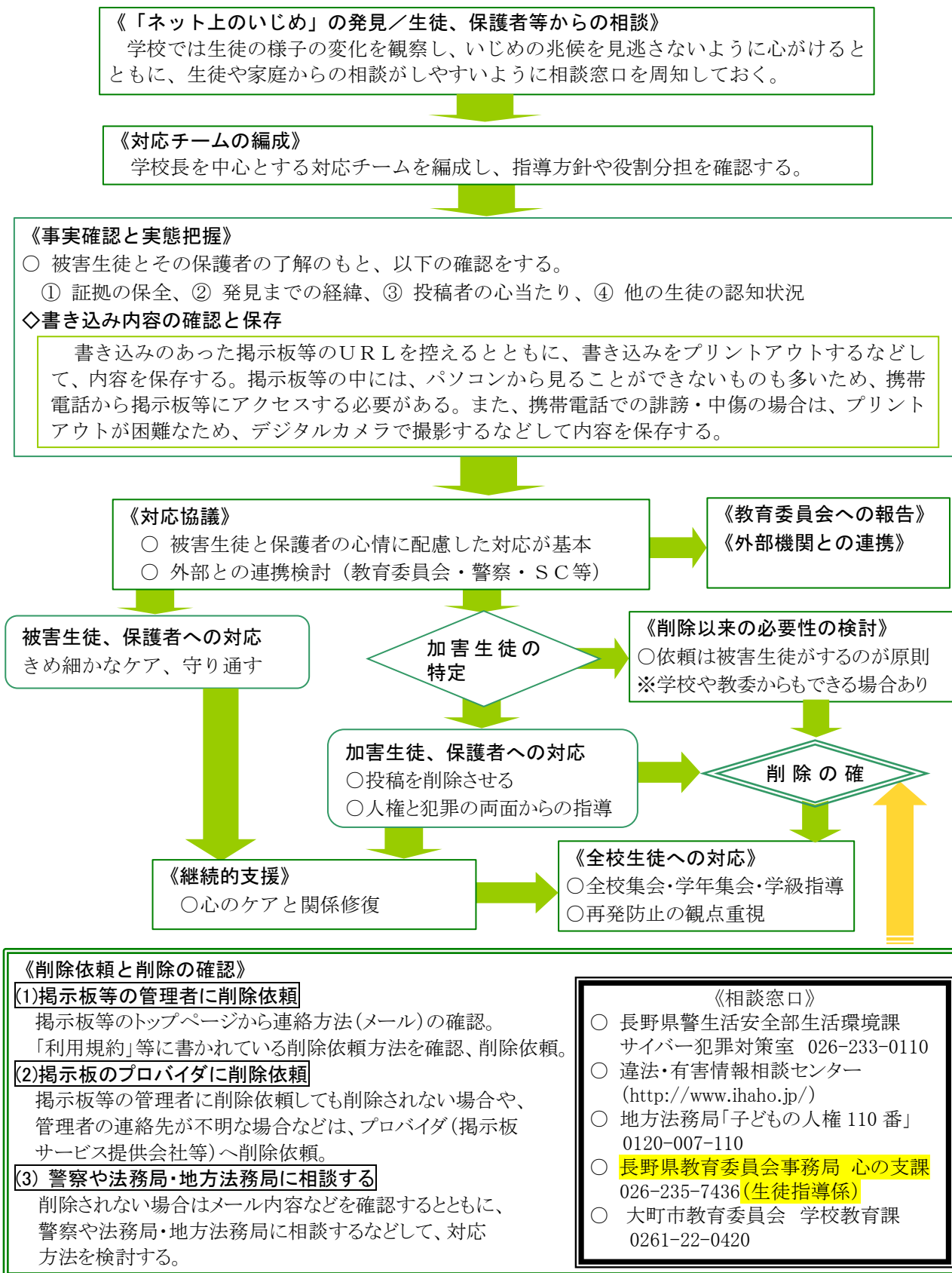


ネットいじめの特徴

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

掲示板やブログ、SNS等への誹謗・中傷の書き込みやメールによる「ネット上のいじめ」が生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示すような手順で、書き込みの削除等を迅速に行う必要があります。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



大町中学校 いじめ防止対策委員会 名簿（校内）

役職	委員名	住所等
校長		
教頭		
生徒指導主事		
1 学年主任		
2 学年主任		
3 学年主任		
養護教諭		
特別支援コーディネーター		
教育相談コーディネーター		
スクールカウンセラー（県）		
スクールカウンセラー（市）		

P T A関係 *必要に応じて

P T A会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
P T A副会長		
学年学級委員会（1の1）		
学年学級委員会（1の2）		
学年学級委員会（1の3）		
学年学級委員会（1の4）		
学年学級委員会（2の1）		
学年学級委員会（2の2）		
学年学級委員会（2の3）		
学年学級委員会（2の4）		
学年学級委員会（3の1）		
学年学級委員会（3の2）		
学年学級委員会（3の3）		
学年学級委員会（3の4）		
学年学級委員会（3の5）		

学校運営協議会

*必要に応じて

会長		
----	--	--

委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		
委員		